

計 画 書

「中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別添「播磨西部地域都市計画区域マスタープラン」のとおり変更する。

理 由

「別添理由書のとおり」

理 由 書

人口減少・高齢化の更なる進行、気候変動等による災害リスクの増加、脱炭素化の要請など社会を取り巻く環境の変化を踏まえ、上位計画である「ひょうご都市計画基本方針」に基づき、中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を本計画のとおり変更する。

播磨西部地域 都市計画区域マスタープラン (原案概要)

目標年次

「ひょうごビジョン2050」の展望年次である令和32年（2050年）の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和12年（2030年）とする

地域の魅力・強み

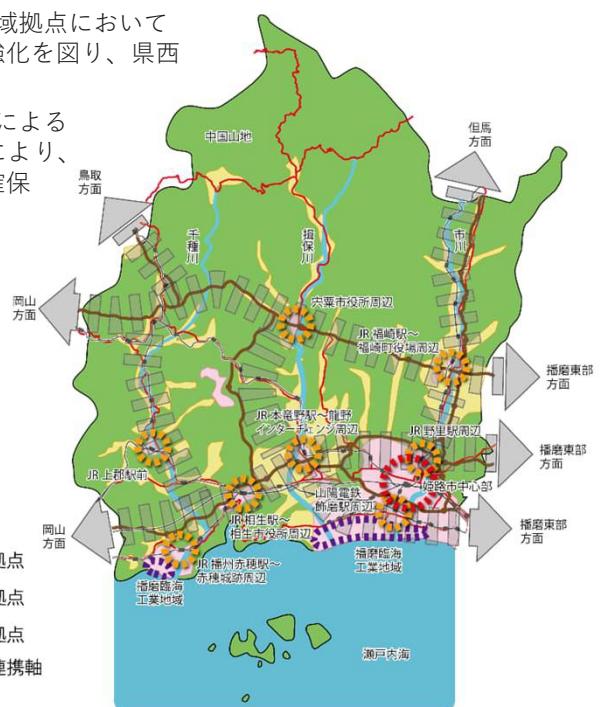
- 播磨地域の中心都市 姫路
- 多彩なものづくり産業
- 豊富な歴史的遺産
- 美しい自然景観
- 世界有数の科学技術基盤

地域の課題

- 土地利用
都市機能について、駅周辺への立地誘導、内陸部での維持・集積やアクセスの確保
- 人口減少・高齢化に対応した地域活力の維持
空き家・空き地等の管理、日常生活の利便性の確保
- 観光地へのアクセス
周遊観光・交流を支える二次交通の確保
- 水害のリスク
河川の氾濫による水害リスクへの対策
- 地場産業の継承
地場産業の振興とそれを生かした観光の振興

目指すべき都市構造

- 姫路市中心部の広域拠点において
都市機能の充実・強化を図り、県西部の活性化を牽引
- 交通ネットワークによる
拠点間の連携強化により、
広域で都市機能を確保



区域区分の決定

都市計画区域	中播、西播	山崎、西播磨高原
区域区分の有無	有(線引き)	無(非線引き)

都市づくりの重点テーマ

- 広域都市機能の分担・連携
- 広域的な滞在型観光の促進
- 伝統と次世代の産業の推進
- 集落の地域コミュニティ維持

都市づくりに関する方針

(1) 土地利用 に関する方針	<p>【区域区分を定める都市計画区域】</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 姫路駅周辺等では中高層を中心とし、その他地域は低層のゆとりある住宅地を誘導➢ 姫路中心部で高次都市機能の集積、地域拠点では生活サービス機能を充実➢ 臨海部の工場集積地や内陸部のIC周辺等での産業拠点の形成 (大規模集客施設の適正立地／市街化調整区域での地区計画等の活用) <p>【区域区分を定めない都市計画区域】</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 一定の開発需要を有する地域においては、用途地域等により規制・誘導 (田園風景を保全し、自然環境と調和した土地利用／拠点となる市街地環境の形成)
(2) 都市施設 に関する方針	<ul style="list-style-type: none">➢ 中国自動車道、山陽自動車道、播但連絡道路等や播磨臨海地域道路の早期事業化による基幹道路ネットワークの拡充➢ 駅前広場の整備、駅周辺への都市機能の配置、二次交通の充実等による公共交通利用の創出 (文化財を生かした公園整備／治水・利水、生態系、景観等に配慮した河川整備)
(3) 市街地整備 に関する方針	<ul style="list-style-type: none">➢ 民間投資の適切な誘導による地域課題に応じた市街地の整備・改善➢ JR東姫路駅周辺、JR英賀保駅周辺等の市街地内に残る低未利用地の土地利用を促進
(4) 防災 に関する方針	<ul style="list-style-type: none">➢ 緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化等による緊急輸送体制の確保➢ 建築物の耐震化・不燃化、上下水道等のライフラインの耐震化を推進 (総合治水条例に基づく治水対策／災害レッドゾーンにおける市街化の抑制)
(5) 環境共生 に関する方針	<ul style="list-style-type: none">➢ コンパクトな都市構造、物流のモーダルシフト、カーボンニュートラルポート等による脱炭素化の推進➢ 「農」と調和した計画的な土地利用を誘導、森林保全や森林資源の活用
(6) 景観形成 に関する方針	<ul style="list-style-type: none">➢ 姫路、龍野、赤穂等の城下町、室津、坂越等の港町、平福等の宿場町の歴史的なまちなみの保全・活用➢ 西播磨海岸地域の広域的景観の形成、佐用郡地域の星空景観を保全
(7) 地域の活性化 に関する方針	<ul style="list-style-type: none">➢ 姫路城や三木家住宅等の観光資源を生かした広域的な滞在型観光を促進➢ 伝統あるものづくり産業、歴史遺産や自然景観を生かした交流の促進

対象区域

中播都市計画区域
(姫路市、たつの市、福崎町、太子町)

西播都市計画区域
(相生市、赤穂市、上郡町)
山崎都市計画区域
(宍粟市)

西播磨高原都市計画区域
(たつの市、上郡町、佐用町)

